

消費者委員会2024年7月16日

クレジット決済に係る割賦販売法の課題

～クレジットカード不正利用対策を中心に～

弁護士 池本誠司

《キャッシュレス決済額・クレジット決済額の推移》

| (兆円) | 暦年 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| キャッシュレス(CL)合計 | 決済額 | 38.3 | 40.4 | 43.7 | 45.4 | 50.7 | 54.9 | 60.0 | 64.7 | 73.5 | 81.9 | 85.8 | 95.0 | 111.0 | 126.7 |
| | 比率 | 13.2% | 14.1% | 15.1% | 15.3% | 16.9% | 18.2% | 20.0% | 21.3% | 24.1% | 26.8% | 29.7% | 32.5% | 36.0% | 39.3% |
| ①クレジット | 決済額 | 36.0 | 37.8 | 40.7 | 41.8 | 46.3 | 49.8 | 53.9 | 58.4 | 66.7 | 73.4 | 74.5 | 81.0 | 93.8 | 105.7 |
| | CL内割合 | 12.5% | 13.2% | 14.0% | 14.1% | 15.4% | 16.5% | 18.0% | 90.2% | 90.7% | 89.7% | 86.8% | 85.3% | 84.5% | 83.5% |

(日本クレジット協会のデータを経済産業省で整理)

「比率」は、民間最終消費額に対する比率

クレジット決済額: 2010年 **36.0兆円** ⇒ 2016年 **53.9兆円** ⇒ 2022年 **93.8兆円** ⇒ 2023年 **105.7兆円**

※クレジット決済額の増加率2010年⇒2022年 **2.6倍**

《消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数の推移》

| | 2008年度 | 2010年度 | 2012年度 | 2016年度 | 2020年度 | 2022年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------------|
| 個別信用 | 69,342件 | 29,805件 | 20,863件 | 20,271件 | 15,018件 | 23,429件 |
| 包括信用 | 13,102件 | 22,381件 | 18,912件 | 19,095件 | 21,192件 | 18,740件 |
| 翌月一括払い | 9,228件 | 13,223件 | 22,181件 | 47,019件 | 135,761件 | 169,440件 |

(国民生活センター「国民生活年報・PIO-NET情報」より)

翌月一括払いの苦情相談件数の増加率 2010年度⇒2022年度 **12.8倍**

※クレジットカード決済の利用件数も増加しているが、苦情相談件数の増加率の方が大きい

《クレジット不正利用被害額の推移》

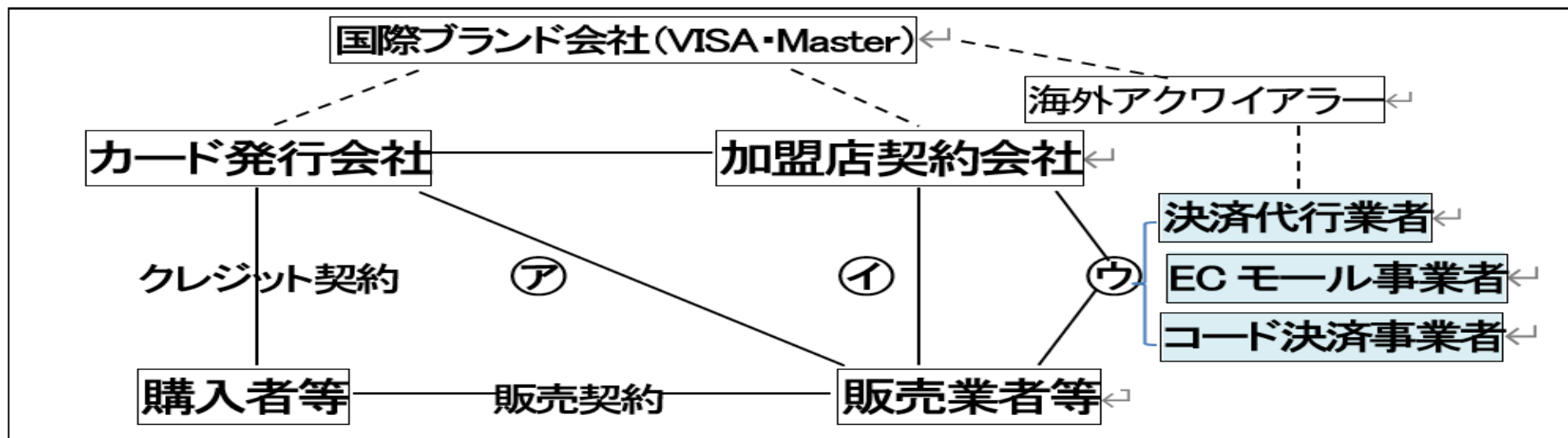
| 2008年 | 2012年 | 2016年 | 2020年 | 2022年 | 2023年 |
|---------|--------|---------|-------|---------|----------------|
| 104.1億円 | 68.1億円 | 142.0億円 | 253億円 | 436.7億円 | 540.9億円 |

(日本クレジット協会「日本の信用統計」より)

※以前は盗難カード・偽装カード被害 ⇒ 近年はカード番号情報の不正アクセス・不正利用被害

※特殊詐欺: 2023年被害金額 **441億円**

《クレジット決済システムの展開》



- ㊦ 三者型決済システム(オンアス取引)から、
- ㊧ カード発行会社(イシューアー)と加盟店契約会社(アクワイアラー)の役割分担型オフアス取引に移行
- ㊨ 加盟店契約会社の先に決済代行業者等が介在するオフアス取引が広がる
 - ⇒ 決済代行専業者
 - ⇒ ECモール事業者がクレジット決済の取次を提供
 - ⇒ コード決済事業者が、商品購入のID・パスワード等とクレジット決済のID・パスワードを紐づけ

《加盟店調査義務に関する割賦販売法改正の経緯》

(1)2008年改正

<背景>

- ・消費生活相談件数(PIO-NET情報2007年度)
個別クレジット68,341件、包括クレジット13,101件、翌月一括払い9,227件
- ・訪問販売等で利用する個別クレジット決済に関する不適正販売方法のトラブルが高水準
- ・クレジットカード決済は、苦情発生頻度がそれほど高くないため、苦情が発生したときに限り加盟店調査義務を求める

<改正事項>

- ① 翌月一括払いを含むカード発行会社・加盟店契約会社に対し、カード番号等安全管理義務を規定
- ② 2月超後払い・リボ払いのカード発行会社に対し、カード加盟店の不適正販売方法に関する苦情適切処理義務(＝苦情発生時の加盟店調査義務)を規定

(2)2016年改正

<背景>

- ・国際ブランド提携によるオフアス取引が広がる。
顧客対応と加盟店対応の役割分担。
- ・悪質サイト業者の不適正取引に翌月一括払いの決済によりトラブルが増加。
カード発行会社(包括信用購入あっせん業者)は、加盟店契約会社の介在によりカード加盟店を直接調査・指導できない。
- ・カード番号不正利用被害が急増。
カード加盟店への不正アクセスにより取得したカード番号情報を海外加盟店でも不正利用可能。

<改正事項>

- ①販売業者(カード加盟店)に対し、カード番号等安全管理義務を規定。
カード加盟店に対する行政処分権限なし。
- ②翌月一括払いを含むクレジットカード番号等取扱契約締結事業者(加盟店契約会社と一部の決済代行業者)に対し、カード加盟店に対する不適正販売方法とカード番号等安全管理義務に関する加盟店調査義務及び登録制を規定
- ③2月超後払いのカード発行会社の苦情適切処理義務を伝達義務に。

(3)2020年改正

<背景>

- ・悪質サイト業者の不適正取引の増加により翌月一括払いのトラブルが急増
2016年度47,019件 2020年度135,761件
- ・カード番号情報の漏えい・不正利用被害が激増。
2016年142.0億円 2020年253億円
- ・決済代行業者・ECモール運営事業者・コード決済事業者の介在により、加盟店契約会社からカード加盟店への調査指導ができない

<改正事項>

- ①決済代行業者、ECモール運営事業者、コード決済事業者等に対し、カード番号等安全管理義務を規定。

【国会特別委員会附帯決議】

- ・(2016年改正時)翌月一括払いのカード発行会社に苦情適切処理義務(伝達義務)の自主規制を促進し、実施状況を検証し必要に応じて、義務付けの検討を。
- ・(2020年改正時)翌月一括払いのカード発行会社の苦情適切処理義務(伝達義務)の自主規制を促進し、実態を踏まえ必要な措置を講じること。

(4) 2022年度割賦販売小委員会

- ・カード番号情報不正利用被害の急増に対し、セキュリティ対策検討会を設けて対応策を検討
- ・2023年2月2日小委員会で検討会報告書を承認

<主な対策>

- ①インターネット通信販売を行うEC加盟店に対し、ECサイト自体のセキュリティの脆弱性を改善する対策を推進
- ②クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査事項の拡大策
- ③なりすましによる不正利用防止対策として本人認証手法の強化(EMV3DS, ワンタイムパスワード等)を推進する対策を推進
- ④クレジットカード番号等の漏えい時のEC加盟店・決済代行業者等から利用者への連絡・公表対策等、多様な対策の推進
- ⑤制度的措置として、決済代行業者その他のPSP に対する実態把握とともに国の監督の在り方等制度的措置の必要性を検討する。

⇒決済代行業者等がカード加盟店への監視・指導の実効性を確保するには、加盟店調査義務と登録制の導入が必要であるとの意見を踏まえた対応方針。

(5) 2023年11月15日割賦販売小委員会

- ・クレジットカードセキュリティ対策の強化を業界を挙げて推進する。
- ・決済代行業者等の実態把握は引き続き行う。
⇒適用対象の検討、登録制・加盟店調査義務の制度的検討の予定は先送り？

《安全・安心なクレジット決済の確保に向けての課題》

- ①クレジット決済代行業者、ECモール運営事業者、コード決済事業者に対し、
加盟店調査義務と登録制を導入する
⇒加盟店契約に決済手段を直接提供する立場にある者が、**カード加盟店のセキュリティ対策監視と不適正販売行為防止**を実施する。
- ②翌月一括払いの**カード発行会社**に対し、**苦情適切処理(伝達)義務**を規定する
⇒**カード発行会社**に寄せられる顧客の苦情情報を**加盟店契約会社等**に迅速に伝達し、連携して苦情適切処理(不適正販売行為、カード番号等不正利用)を促進する。
- ③**キャッシュレス決済全体の適正化措置(資金決済法)**の検討が必要。
⇒決済代行業者は各種キャッシュレス決済を総合的に取り扱っている。規制の弱いキャッシュレス決済手段に悪質業者が群がる。プリペイド決済、資金移動業など多様なキャッシュレス決済手段とクレジットカード決済が、オートチャージ機能やパスワード連携によって紐づけられている。